

地域でつくる 精神保健

～精神病院のない国
イタリア、トリエステの現場から

マリオ・コルッチ
トリエステ精神保健局精神科医

(翻訳) 松嶋 健
広島大学大学院社会科学部研究科

イタリアの精神病院

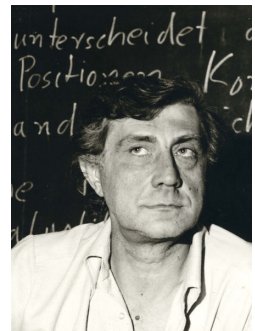
- 1904年の法律36号は、「自己あるいは他人に対して危険であり、公序良俗を乱す」者に対して精神病院への収容を規定していた
- 基本原則は、精神病患者の隔離と保護であり、都市から彼らを引き離す必要があった

2



フランコ・バザーリア(1924-1980)

- 1971年、トリエステ精神病院院長に就任。その当時、1200人が収容されていた
- 1977年、困難な脱施設化を成し遂げ、市内に精神保健センターのネットワークを構築、すべての収容者を退院させた。こうしてトリエステ精神病院は閉鎖された



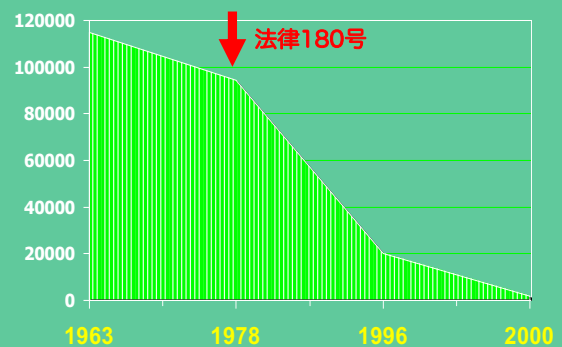
4

1978年 法律180号

- 精神病院の閉鎖
- 地域精神保健サービスのネットワークの構築
- 「病気」から「人」への注意の移行

5

イタリアの精神病院における病床数の推移



6

法律180号

- 1904年の法律における社会防衛の論理の拒否
- 「危険性」の概念が文面から完全に消える
- 保健治療は原則として自発的に行われる
- 義務的治療を行う場合でも、その人の尊厳、市民としての権利および政治的権利は常に尊重されなければならない

7

保健治療

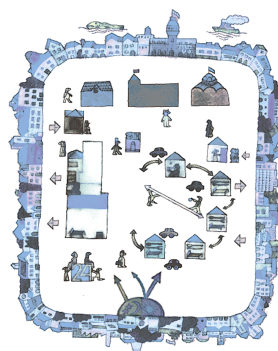
- 保健治療に関わる決定は、苦しんでいる人に対する気遣いという倫理的義務と健康を守るという政治的義務に基づくものであって、社会を防衛するという司法的義務によるものであってはならない。
- 精神的障害に見舞われた人々は、振舞いの強制ではなく、保健治療を受ける十全な権利を有する

8

倫理的・政治的な目標

- 精神的障害に見舞われた人々の自由と尊厳を守ること
- 彼らに実質的な市民権を返すこと
- 治療、住居、仕事、社会的包摂の権利を保証すること
- 地域における精神保健サービスの存在感と適確な対応を通して、新たなかたちの排除を阻止すること
- 精神障害が理解不能であるとか危険であるといった伝統的な偏見を改めるために、住民の意識を高めること

9



ASUITS（トリエステ統合保健大学機構）の精神保健サービス

10

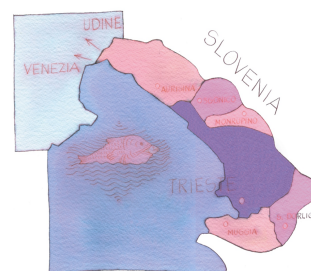
研究とトレーニングのための WHOコラボレーションセンター

WHOは、地域サービスの発展と精神保健領域における国際的レベルの変革を支えるために、トリエステ精神保健局をコラボレーションセンターとして認めている。

11

トリエステ県

トリエステ県	人口
	234.682
6 コムーネ（自治体）	
Duino Aurisina	8.564
Monrupino	885
Muggia	13.124
San Dorligo	5.809
Sgonico	2.066
Trieste	204.234



12